



宮代町立百間中学校

いじめの防止等のための基本的な方針

百間中学校では、いじめ防止対策推進法（平成25年9月28日施行）や国、県、宮代町のいじめ防止基本方針に基づき、「百間中学校いじめ防止基本方針」を策定し、社会の変化を踏まえながら適宜見直しを図っています。

この基本方針は、本校のいじめ防止等のための基本的な方向を示すとともに、いじめの防止や早期発見、いじめへの対処が、本校において組織的、計画的かつ迅速に行われるよう、講ずるべき対策の内容を明記したもので、百間中学校の生徒の健全育成を図り「仲よく助けあう生徒」（学校教育目標）の実現を目指します。

令和6年11月
宮代町立百間中学校

目次

はじめに.....	1
第 1 百間中学校基本方針の策定.....	1
第 2 いじめの防止等のための対策に関する事項.....	2
1 いじめの防止等のために本校が実施する施策.....	2
（1）本校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置	2
（2）本校におけるいじめの防止等に関する措置.....	3
2 重大事態への対処.....	8
（1）重大事態への対処の概要.....	8
（2）宮代町教育委員会又は本校による調査.....	9
第 3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項.....	1 3
早期発見・事案対処マニュアル	1 4
<資料> 年間指導計画.....	1 5

はじめに

本校では、生徒が安全安心に学校生活を過ごし、健やかに成長できるよう、「いじめは絶対に許さない」という強い信念のもと、学校全体でいじめの防止や早期発見に取り組んできた。また、いじめはどの学校でも、どの生徒にも起こり得るという認識のもと、道徳教育をはじめとした心の教育の充実を図るとともに、生徒の小さな変化に目を向け、家庭と連携し、すべての生徒がいじめを受けることはもちろんのこといじめをしたり、いじめを認識しながら放置したりすることがないように、組織的にいじめの撲滅に取り組んできた。

百間中学校いじめの防止等のための基本的な方針（以下「百間中学校基本方針」という。）は、いじめ防止等に向けた対策を更に実効的なものとし、生徒の尊厳を保持する目的の下、学校・家庭・地域その他の関係者が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条の規定に基づき、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものである。

第1 百間中学校基本方針の策定

（学校いじめ防止基本方針）

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

本校は、法の趣旨を踏まえ、国の基本方針又は県、町の基本方針を参酌し、本校の実情に応じ、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。

百間中学校基本方針では、本校の実情に応じ、いじめの防止等の対策の基本的な方向を示すとともに、いじめの防止や早期発見、いじめへの対処が、本校において体系的かつ計画的に行われるよう、講ずるべき対策の内容を具体的に記載する。

また、いじめの防止等に係る日常的な取組の検証・見直しを図る仕組みや、本校におけるいじめの防止に資する啓発活動や教育的取組を具体的に定める。

具体的には、以下のとおりとする。

ア 教職員のいじめ問題に対する指導力の向上を推進する

- ・ いじめ問題への組織的な対応の徹底、いじめの未然防止のための道徳教育の充実、「彩の国 生徒指導ハンドブック『New Is』」の活用、生徒に対するいじめ問題啓発資料の活用、アンケート調査の複数回実施、保護者へのいじめ問題の理解を深めるための広報啓発活動等を推進する。

イ いじめの未然防止のための道徳教育の充実を図る

- ・ 「彩の国の道徳 道徳教育指導資料集『学級づくりの羅針盤』～いま、道徳が『いじめ問題』にできること～」の活用を図る。

- ウ いじめを背景にした問題行動の未然防止及び早期対応・早期解消を図る
- ・いじめを背景にした問題行動の未然防止及び早期対応・早期解消を図るため、いじめ問題に係る学校と保護者、地域や警察との連携を図る。
- エ 生徒によるいじめの防止等に係る自発的な活動や主体的な活動を推進する
- ・埼玉県におけるいじめ撲滅強調月間での生徒を主体としたいじめ防止活動を実施する。
- オ ネットいじめへの対応を推進する
- ・ネットいじめを含めたネットワーク上の情報モラルや知識、トラブルに関する情報を収集し、適切なネット利用を啓発する。
- カ 学校評価等実施上の留意点を踏まえる
- ・学校評価等において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、「いじめ防止対策推進法」第34条を踏まえ、いじめの実態把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう実施する。
- キ 相談しやすい環境を整備する
- ・さわやか相談員、ボランティア相談員、宮代町教育相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用を図る。
- ク 学校応援団や防犯に関わる地域の方々との連携を推進する
- ・学校応援団などの通常の活動の中で、ボランティアの方がいじめの兆候を発見した場合に、学校に速やかに連絡するなどの情報提供が行われるよう依頼する。
- ケ いじめを許さない気運を醸成する
- ・11月19日「宮代道德の日」を契機に、校長講話や道德授業公開、学校便り・HP等での情報発信、道德教育の取組紹介などを通して、善悪の判断などの規範意識、生命を大切に作る心、他人を思いやる心の育成を図る。
 - ・いじめ問題をはじめとする人権問題を主体的に考える人権標語や人権作文の作成など、生徒の主体的な取組を推進する。
- コ PDCAサイクルによる基本方針の検証と見直しを図る
- ・取組の実効性を高めるため、百間中学校基本方針が、本校の実情に即して適正に機能しているかを点検し、必要に応じて見直す。

第2 いじめ防止等の対策に関する事項

1 いじめの防止等のために本校が実施する施策

(1) いじめの防止等の対策のための組織の設置

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

本校は、本校の実情に応じ、いじめ防止等の対策を実効的に行うための常設の組織として、「百間中学校いじめ問題対策委員会」（以下「問題対策委員会」という。）を設

置する。

問題対策委員会は、本校の生徒指導部会を母体とし、管理職、主幹教諭、教務主任、生徒指導主任、学年主任、教育相談主任、養護教諭等の中から学校の実情により充て、個々の事案に応じて学級担任や部活動の顧問等も加えることができるものとする。

また、問題対策委員会は学校基本方針に基づくいじめの防止等に関する取組を実効的に行う際の中核となる組織であり、必要に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者、PTA、地域の方など外部専門家等の参加を図りながら対応することにより、より実効的ないじめ問題の解決に資するよう工夫する。

問題対策委員会は、実際にいじめ若しくはいじめと疑われる事案が発生したときの事実確認や重大事態が起きたときの調査をする組織の母体となるものとし、必要な場合には公平性・中立性を確保するため、宮代町教育委員会（以下、「町教育委員会」という。）との連携を図り、専門的な知識及び経験を有する第三者として、弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の参加を図る。

ただし、町教育委員会が本校における調査が困難と判断した場合には、町教育委員会の問題調査審議会による調査を行うものとし、その調査に協力する。

さらに、問題対策委員会では、本校の基本方針の策定及び教職員間の共通認識の促進、保護者、地域への周知、必要に応じた評価と見直しを担う。

問題対策委員会の具体的な役割は、次のとおりである。

ア 学校基本方針に基づく取組の実施や「早期発見・事案対処マニュアル」を含む、具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割

イ いじめの相談・通報の窓口としての役割

ウ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割

エ いじめの疑いに係る情報があった時には、いじめ情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

オ いじめの被害生徒、加害生徒に係る情報を収集し、いじめ解決のための、それぞれの対応方針を確認する役割

（２）本校におけるいじめの防止等に関する措置

本校は、町教育委員会と連携して、いじめの防止や早期発見、いじめが発生した際の対処等に当たる。

ア いじめの防止

いじめはどの子供にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての生徒を対象に、いじめの未然防止に取り組む。

未然防止の基本として、生徒に心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律

ある態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行い、生徒が自主的にいじめ問題について考え、議論すること等、いじめの防止に資する活動に取り組む。

また、生徒に集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスに捕らわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

更に、教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

(ア) 生徒が自主的にいじめ問題について考え、議論した取組

いじめ問題を自分のこととして捉え、考え、議論することは、いじめ防止に重要な役割を果たす。生徒の優しい心を育て、いじめを許さない心を育てるために、意図的な道徳科、学活、社会科等の教科で、いじめ問題について考え、議論させることを計画的に行う。

また、生徒会活動においても、いじめや人権、平等や平和についての活動を自主的に行えるよう教師が支援する。

(イ) 教師の言動・姿勢

「いじめの予防」として最も大事なことは「何も起こっていないときの指導の大切さ」である。いじめを未然に防ぐことやいじめが起きたとしても早期に解決が図られるようにするために、教師一人一人が普段の指導について謙虚に振り返る。また、いじめられている生徒の立場で指導・支援を行うために、

- ① 生徒の悩みを親身になって受け止め、生徒の出すサインを、あらゆる機会を捉えて見逃さない。
- ② 自分の学級や学校にも深刻ないじめ問題が発生するという危機意識を持って当たる。
- ③ いじめられている生徒を守ることを最優先に指導・支援することを念頭に置いて対応に当たる。

いじめに関する事例を分析してみると、教師が直接・間接にいじめを生み出している場合がある。教師がいじめの発生に関わっている場合として、

- ・ 教師の不用意な一言が「いじめ」の発生を許容している場合
- ・ 教師の言動が結果的に「いじめ」の発生を許容している場合
- ・ 教師の指導が徹底されず、「いじめ」の土壌を温存させている場合

などがあることに十分留意する。

(ウ) 学級づくり

生徒は学校生活の大半を学級で過ごすため、いじめの発生を防止するには、よりよい学級づくりがたいへん重要であることから、以下のポイントを押さえた学級づくりに学校を挙げて取り組む。

- ① 生徒が安心して学校生活を送ることができるよう配慮する。
 - ・ 生徒の気持ちを共感的に受け止める。
- (「先生は自分の気持ちを分かってくれている。」)

- ・ 居場所をつくる。
- ・ 複数の目で生徒を見守る。
- ・ 具体例を示す。（「…してはならない。」だけではなく、
「こんなときにはこうするといいよ。」）

② 意欲や元気の源になるエネルギーをたくさん与える。

- ・ 分かる楽しさを与える。（「分かった。」と思えたとき、
「もっと分かりたい。」というエネルギーがわいてくる。）
- ・ 自分のよさや自分との違いのよさを認める。
（これまで気が付かなかった自分や級友のよさを先生が教えてくれた。）

③ 生徒が自分の周りに起こる様々な問題を解決しながら、他者と調和的に生きていくための社会的能力を育てる。

④ 生徒会活動など生徒が自主的に取り組むいじめ問題への取組を支援する。

(エ) 学習指導

学業不振やその心配のある生徒は、学校生活に主体的に取り組む意欲を失いがちになり、そのことがいじめ等の問題行動を生む要因の一つとなっている。

逆に、生徒が学習活動の中で学ぶ喜びを味わうことができれば、それが学ぶ意欲につながり、学習活動の中で進んで課題を見つけたり、主体的に考えたり、判断したり、表現したりして解決することを通して、豊かな心やたくましく生きる力を身に付けることができる。

つまり、「学ぶ喜びを味わわせる授業」をすることが、いじめを予防する手立ての一つとなることを学校全体で認識し、授業改善に当たる。授業改善に当たっては、ユニバーサルデザインや特別支援教育の視点も積極的に加味していく。

(オ) 保護者同士のネットワークづくり

いじめの解決には、保護者の働き掛けが大切であり、特に、保護者同士が知り合いだといじめにブレーキが掛かることが多く、保護者同士の親密な関係が重要である。そこで、学級担任等がコーディネート役となり、学級規模で保護者同士のネットワークづくりを進め、いじめを始めとする問題行動等の情報交換や対策について話し合うことなどを工夫する。

また、PTA活動を通じて、いじめの防止等のための保護者の役割についての啓発を図る。

(カ) インターネットを通じて行われるいじめの防止

本校では、生徒がインターネット上のいじめに遭遇しないよう情報モラルの徹底を図る。

- ① 学活等を活用して、ネット問題について生徒向け講演会等を毎年度実施する。また、「青少年のネットモラル啓発DVD」等の具体的な資料等の活用を図る。
- ② 生徒の意識啓発とともに保護者の意識啓発に力を入れるため、保護者対象のネット意識啓発講演会を実施する。

イ 早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する必要がある。また、けんかやふざけあいであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断していく必要がある。

このため、日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。併せて、学校は定期的なアンケート調査や個人面談、教育相談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組み、生徒自らのSOSの発信を行いやすい状況づくりに努め、生徒の相談に対して迅速な対応を徹底する。

特に、次の点に留意して、いじめの早期発見に努める。

- (ア) 「New Is」にある「いじめ発見のチェックポイント」を活用し、該当する項目があれば生徒に声を掛け、該当する項目が複数あるときには、生徒指導主任や学年主任に相談する。
- (イ) 「New Is」にある「いじめの見極めと状況別対応」を参考に、いじめの早期発見に向けた校内体制を確立する。
- (ウ) 「New Is」にある「いじめの取組のチェックポイント」を活用し、指導体制、教育指導の在り方、早期発見・早期対応に向けた体制、家庭・地域との連携の在り方について学校を挙げて改善に努める。
- (エ) (ア)～(ウ) 以外でも教職員は生徒を日常からよく見守り、表情・つぶやき・生徒の変化等を見逃すことなく、生徒・保護者に働きかけ相談体制を確立する。

ウ いじめに対する措置

学校の職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策委員会に当該いじめに係わる情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。教員は、ささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを抱え込まずに、又は対応不要である個人で判断せずに、直ちに全て当該委員会に報告・相談する。

また、各教職員は、いじめに係る情報を適切に記録しておく。問題対策委員会において、情報共有を行った後は、事実関係確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害生徒を徹底して守り通すとともに加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

加えて、いじめられた生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば好意から行った行為が意図せずに相手側を傷付けたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず

指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校いじめ対策委員会へ情報共有することは必要となる。

(ア) いじめている生徒への指導（「New I's」参照）

いじめの内容や関係する生徒について十分把握し、人権の保護に配慮しながら、いじめが人間の生き方として許されないことを理解させ、直ちにいじめをやめさせる。

いじめの内容によっては、警察等との連携を図る。

(イ) いじめられている生徒への支援（「New I's」参照）

「いじめられる側にも問題がある」という考え方で接することのないように留意する。そこで、本人のプライドを傷付けず、共感的態度で話を親身に聴く。また、日頃から温かい言葉掛けをし、本人との信頼関係を築いておく。

(ウ) 周りではやし立てる生徒への対応

はやし立てることなどは、いじめ行為と同じであることを理解させる。また、被害者の気持ちになって考えさせ、いじめの加害者と同様の立場にあることに気付かせる。

(エ) 見て見ぬふりをする生徒への対応

いじめは、他人事でないことを理解させ、いじめを知らせる勇気を持たせる。また、傍観は、いじめ行為への加担と同じであることに気付かせる。

(オ) 学級全体への対応

次の点に留意し、いじめの早期発見、早期対応、早期解消に努める。

- ・ 話し合いなどを通して、いじめを考える。
- ・ 見て見ぬふりをしないよう指導する。
- ・ 自らの意志によって、行動がとれるように指導する。
- ・ いじめは許さないという断固たる教師の姿勢を示す。
- ・ 道徳教育の充実を図る。
- ・ 特別活動を通して、好ましい人間関係を築く。
- ・ 行事等を通して、学級の連帯感を育てる。

(カ) いじめ指導後の見届け

いじめの指導が一区切りしてもいじめは継続する可能性があり、その時にできる指導が終了後も、いじめられた生徒、いじめた生徒の様子をよく観察し、必要に応じ本人や保護者からその後の状況について聴き取り、必要なら再指導を行う。

(キ) 他校の生徒が関わるいじめに関する対応

本校の教職員が、いじめに係る相談等において他校の生徒が関わるいじめの事実があると思われるときは、当該校へ通報し、適切な措置をとる。

(ク) 町教育委員会への報告

法第23条第2項に基づき、いじめに対する措置の結果を町教育委員会へ速やかに報告する。

エ いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消してい

る」状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ他の事情も勘案して判断するものとする。

【いじめに係る行為が止んでいること】

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。

この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、町教育委員会又は問題対策委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

【被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと】

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。問題対策委員会においては、いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察する。

2 重大事態への対処

（１）重大事態への対処の概要

（ア）発生

法第28条の「重大事態」の意味を全関係者が理解し、法及びガイドライン等に基づく対応ができるようにしておく。

（イ）報告

重大事態が発生した場合、本校から町教育委員会へ報告する。

（ウ）調査

①調査主体について町教育委員会が判断し、調査組織を設置する。

②客観的な事実関係を速やかに、正確に把握するために調査を行う。

③本校として既に調査している事案であっても、重大事態となった時点で、本校は調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。（ただし、調査により事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、この限りではない。）

（エ）調査に関する情報提供等

調査を行った組織は、明らかになった事実関係をいじめられた生徒及びその保護者に適時適切な方法で経過報告、結果報告をする。

(オ) 調査結果の報告

調査結果は、町教育委員会へ報告する。その際、いじめられた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめられた生徒又はその保護者の調査結果に対する所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

(2) 宮代町教育委員会又は本校による調査

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

ア 重大事態の発生と調査

(ア) 重大事態の意味について

「いじめにより」とは、各号に規定する生徒の状況に至る要因が当該生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。例えば、

- ・ 生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に

関わらず、迅速に調査に着手する。

(イ) 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、本校は町教育委員会へ事態発生について報告する。

(ウ) 調査の趣旨及び調査主体について

法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

本校は、重大事態が発生した場合には、直ちに町教育委員会に報告し、本校が主体となって調査を行う。ただし、従前の経緯や事案の特性、いじめられた生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、本校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと町教育委員会が判断する場合や、本校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、町教育委員会の問題調査審議会において調査を実施する。

本校が調査主体となる場合、法第28条第3項に基づき、町教育委員会との連携を図りながら実施する。

(エ) 調査を行うための組織について

本校は、その事案が重大事態であると判断した時は、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、問題対策委員会を母体とし、弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保する。

本校が調査の主体となる際には、宮代町教育委員会の問題調査審議会の委員等の協力について相談、依頼する。

(オ) 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景・事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、本校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐことなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

この調査は、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものであり、本校は、宮代町教育委員会の問題調査審議会に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

① いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた生徒から可能な限り聴き取った上で、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う際、いじめられた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とした調査実施が必要である（例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等）。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた生徒への指導を行い、いじめ行為を

止める。

いじめられた生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた生徒の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

これらの調査を行うに当たっては、国の基本方針の別添「学校における『いじめの防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」を参考にしつつ、事案の重大性を踏まえて、関係機関ともより適切に連携するなどして、対応に当たる。

② いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合

生徒の入院や死亡など、いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などが考えられる。

(力) 自殺の背景調査における留意事項

生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必要である。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、次の事項に留意し、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」（平成23年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とするものとする。

- ① 背景調査に当たり、遺族が、当該生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- ② 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- ③ 死亡した生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、遺族に対して主体的に在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- ④ 詳しい調査を行うに当たり、本校は、遺族に対して調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り遺族と合意しておくことが必要である。
- ⑤ 調査を行う組織については、弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
- ⑥ 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行う。

- ⑦ 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。
- ⑧ 本校が調査を行う場合においては、宮代町教育委員会から情報の提供について必要な指導及び支援を受ける。
- ⑨ 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけることや、断片的な情報で誤解を与えることのないよう留意する。なお、亡くなった生徒の尊厳の保持や、生徒の自殺は連鎖（後追い）の可能性のあることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする。

また、「New Its」の「Ⅱ 自殺予防対策編『資料』」も参考にする。

（キ）その他留意事項

重大事態が発生した場合に、関係のあった生徒が深く傷付き、学校全体の生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がることもあり、時には事実に基づかない風評等が流れる場合もある。本校は、生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

イ 調査結果の提供及び報告

（ア）いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する責任

本校は、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景・事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなど）について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明する。また、適時、適切な方法で、経過報告も行う。

これらの情報の提供に当たっては、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことはしない。

質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する。

また、本校が調査を行う際、宮代町教育委員会から情報提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を受ける。

（イ）調査結果の報告

調査結果については、宮代町長に報告する。

上記（ア）の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望す

る場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて宮代町長に送付する。

第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

本校は、問題対策委員会において毎年度、百間中学校基本方針にある各施策の効果を検証し、百間中学校基本方針の見直しを検討する。検討の結果、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

また、いじめは起こらないことが最も望ましいが、起こってしまったときの初期対応から事後対応まで、そして、解除までの対応が重要である。これらをはじめとした、いじめの対応の重要なポイントについて「百間中学校基本方針」中に下線を引いた。この下線については、百間中学校全教職員が共通理解を図らねばならない。そのために、下線部について年度当初の職員会議等で必ず確認することとする。

【いじめの把握】

- 学級担任による発見●学級担任以外の教職員による発見●養護教諭による発見
- アンケート調査や教育相談による発見●本人からの訴え●生徒（本人以外）からの情報
- 生徒（本人）の保護者からの情報●学校以外の関係機関の情報●地域住民からの情報●その他

【いじめの報告】（いじめ問題対策委員会の開催）

把握者 ⇒ （学級担任等） ⇒ 生徒指導主任 ⇒ 教頭 ⇒ 校長

【事実確認及び指導方針等の決定】（いじめ問題対策委員会における協議）

- ◇事実関係の把握◇いじめ認知の判断◇指導方針及び指導方法の決定◇個別指導の検討
- ◇役割分担（対応チームの編成）◇全教職員による共通理解◇関係機関との連携

【いじめへの対処】（いじめ問題対策委員会による対処）

- いじめを受けた生徒及び保護者への支援●いじめを行った生徒及び保護者への指導・助言
- 周囲の生徒への指導・働きかけ●周囲にいた生徒の保護者への協力●教育委員会への報告
- スクールカウンセラー等の派遣要請●関係機関への相談（町役場子育て支援課・児童相談所・警察）

	いじめを受けた生徒	いじめを行った生徒	周囲の生徒
学校	◇いじめの行為から徹底して守り通す。 ◇安全確保のための巡回体制を強化する。 ◇3ヶ月を目安としたいじめ解消に向け、組織的に注視するとともに、継続して自尊感情を高める等、心のケアと支援に努める。	◇他人の人権を侵す行為であることを気づかせ、他者の傷みを理解させる。 ◇いじめは絶対に許されない行為であることを自覚させる。 ◇不満やストレスを克服する力を身につけさせる等、いじめに向かうことにならないよう支援する。	◇周囲の大人に知らせることの大切さに気づかせる。 ◇いじめを傍観したり、はやし立てたりする行為は許されないことに気づかせる。 ◇自分の問題としてとらえ、いじめをなくすために、よりよい学級や集団をつくることの大切さを自覚させる。
保護者	◇いじめに関する事実経過を説明する。 ◇今後の指導の方針及び具体的な手立てや対処の取組について説明する。	◇迅速に事実関係を説明し、家庭における指導を要請する。 ◇いじめを受けた生徒及び保護者への謝罪について協議する。	◇当該生徒及び保護者への意向を確認し、教育的配慮のもと、個人情報に留意し、必要に応じて今後の対応等について協力を求める。

●いじめ解消の判断

【再発防止に向けた取組】

- 原因の詳細な分析
◇事実の整理、指導方針の再確認
- ◇SC等外部の専門家等の活用
- 学校体制の改善・充実
◇生徒指導体制の点検・改善
- ◇教育相談体制の強化
- ◇生徒理解研修や事例研究等、実践的な校内研修の実施

- 教育内容及び指導方法の改善・充実
◇生徒の居場所づくり、絆づくり等 学年・学級経営の見直し
- ◇豊かな心を育てる指導の工夫
- ◇分かる授業の展開や認め励まし伸ばす指導、自己有用感を獲得させる指導等、授業改善の取組

- 家庭、地域との連携強化
◇教育方針等の情報提供や教育活動の積極的な公開
- ◇アンケート、学校関係者評価等に基づく学校評価の実施
- ◇PTA活動や地域行事への積極的な参加による豊かな心の醸成



令和6年度 百間中学校 いじめ防止基本方針 ＜年間指導計画＞

	取 組 内 容	[彩の国の道徳]を活用した時間 (道徳教育部)
4 月	・新入生に対するいじめ防止教育：1年生（生徒指導部） ・いじめ防止教育：2、3年生（学年・生徒指導部） ・あいさつ運動の実施 ・ゆずり葉賞推薦の奨励 ・各学年、各教科、各委員会、各分掌における新年度いじめ防止基本方針における取組策定 ・運営委員会：「令和5年度学校基本方針」策定 ・学校生活アンケートの実施	2年 忘れていたこと (他人との関わり)
5 月	・あいさつ運動の実施 ・ゆずり葉賞推薦の奨励 ・学校評議員会において基本方針の協議 ・さわやか相談員による1年生教育相談 ・学校生活アンケートの実施	2年 僕の職場体験学習 (集団・社会との関わり) 3年 父へのメッセージ (生命との関わり)
6 月	・あいさつ運動の実施 ・ゆずり葉賞推薦の奨励 ・1年教育相談期間（担任との二者面談） ・学校生活アンケートの実施 ・QU アンケートの実施 ・ネットいじめ防止を含めた携帯安全教室の実施：全学年 (学年・生徒指導部)	
7 月	・あいさつ運動の実施 ・ゆずり葉賞推薦の奨励 ・杉戸警察生活安全課による「非行防止教室」の実施（生徒指導部）全学年 ・「学校いじめ防止基本方針」1学期評価・改善検討 ・全校教育相談期間（家庭訪問又は三者面談） ・学校生活アンケートの実施 ・生徒指導重点校ネットワークチーム会議	
8 月	・ゆずり葉賞推薦の奨励 ・いじめの防止及び早期発見・早期解決に係る校内研修会の実施 ・全校教育相談期間（三者面談） ・QU アンケートの活用法研修	
9 月	・あいさつ運動の実施 ・ゆずり葉賞推薦の奨励 ・学校生活アンケートの実施	2年 上級学校を訪ねて (集団・社会との関わり) 3年 ピースサイン (他人との関わり)

10 月	・あいさつ運動の実施 ・ゆずり葉賞推薦の奨励 ・学校生活アンケートの実施	1 年 父の一言 (自分自身に関わること)
11 月	・あいさつ運動の実施 ・ゆずり葉賞推薦の奨励 ・全校教育相談期間 (三者面談) ・生徒会によるいじめ撲滅強化月間の取組 いじめ撲滅宣言 ・生徒会による脊髄バンク 協議会への募金活動 ・学校生活アンケートの実施	1 年 嘆きを感謝に (人間としての在り方生き方との関わり) 2 年 豊かな日本をめざして (人間としての在り方生き方との関わり) 3 年 私の人生を変えたエチオピア (集団・社会との関わり)
12 月	・あいさつ運動の実施 ・ゆずり葉賞推薦の奨励 ・百間中学校人権教育週間の取組 ・「学校いじめ防止基本方針」 2 学期評価・改善検討 ・学校生活アンケートの実施 ・QU アンケートの実施	1 年 日本人として (集団・社会との関わり) 3 年 最初の公認女性医師 荻野吟子 (人間としての在り方生き方との関わり)
1 月	・あいさつ運動の実施 ・ゆずり葉賞推薦の奨励 ・学校生活アンケートの実施	1 年 私たちの初詣 (自分自身に関わること) 2 年 天使の声 (自然等との関わり)
2 月	・あいさつ運動の実施 ・ゆずり葉賞推薦の奨励 ・学校評議員会において基本方針の協議 ・「学校いじめ防止基本方針」 年間評価及び公表 ・学校生活アンケートの実施 ・生徒指導重点校ネットワークチーム会議	
3 月	・あいさつ運動の実施 ・ゆずり葉賞推薦の奨励 ・今年度の問題の検討と新年度の取組の検討 (いじめ防止委員会) ・運営委員会において、今年度の成果・課題の検討及び新年度の取組を検討 (運営委員会) ・学校生活アンケートの実施	